

消費税インボイス制度の基本情報と歯科技工所の選択肢について

税理士 山本 三四郎

平成 28 年度（2016 年度）の税制改正により、令和 5 年（2023 年）10 月から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書保存方式（インボイス制度）」が導入されることとなりました。

今回は、インボイス制度の概要、移行スケジュール、経過措置等の基本情報をお知らせするとともに、歯科技工所におけるインボイス制度導入後の選択肢等についてご紹介したいと思います。

とくに、現在免税事業者である歯科技工所におかれては、課税事業者への変更が必要なのか、それとも免税事業者のままで良いのか等の判断、対応について不安を感じている方も多いのではないかと思います。

本講演では、免税事業者である歯科技工所の対応を中心に、インボイス制度導入に向けた選択肢の判断基準を具体的に示したいと考えています。

ご自身の歯科技工所の消費税ステータス、取引先歯科医療機関の消費税ステータス、連携する歯科技工所の消費税ステータスを踏まえた考え方も説明しながら、それぞれの歯科技工所におけるインボイス制度に関する経営判断の一助となれば幸いです。